

大気汚染防止法施行規則第十六条の十一第一項第三号の規定に基づき 環境大臣が定めるもの（案）について（概要）

令和2年8月
環境省水・大気環境局大気環境課

1. 制定の趣旨

本年6月に公布された大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号）の施行に向け、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号。以下「規則」という。）の改正を本年秋に予定している。今般の規則改正により、大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による報告に関する事項を規則第16条の11に新たに規定するとともに、同条第1項第3号において、当該報告の対象に関し、工作物については特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるものとする予定である。このため、当該工作物を定める告示を制定する。

なお、本告示案の意見公募開始と同日より、「大気汚染防止法施行規則及び環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」につき意見公募が開始されており、本告示案は当該省令案の内容を踏まえた改正内容とする。

2. 告示の概要

大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による報告の対象とする工作物について、以下のとおりとする。

- ・ 反応槽
- ・ 加熱炉
- ・ ボイラー及び圧力容器
- ・ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）
- ・ 焼却設備
- ・ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）
- ・ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）
- ・ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）、変電設備、配電設備及び送電設備（ケーブルを含む。）
- ・ トンネルの天井板
- ・ プラットホームの上家
- ・ 遮音壁
- ・ 軽量盛土保護パネル
- ・ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

3. 告示日等（予定）

告示日：令和2年10月上旬

施行期日：令和4年4月1日